

佐久穂町障害者福祉施設多機能型事業所陽だまりの家運営規程（生活介護）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する佐久穂町障害者福祉施設多機能型事業所陽だまりの家（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「長野県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

佐久穂町障害者福祉施設 多機能型事業所 陽だまりの家

(2) 所在地

長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬 2643 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮・命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
 - (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
 - (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 か月に 1 回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
 - (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 医師 1 人
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理、療養上の指導等を行う。
- (4) 看護職員 1 人
看護職員は、医師の指導のもと、利用者の健康管理、療養上の看護を行うとともに、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。
- (5) 生活支援員 2 人以上
生活支援員は、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに 8 月 13 日から 16 日と 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
なお、休日の中から営業日を定めることがある。
- (2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

但し、午前 8 : 00 から午後 5 時 30 分までの中で延長利用出来るものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、10 人とする。

(主たる対象者)

第 7 条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者等
- (4) 難病等対象者

(指定生活介護の内容)

第 8 条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事・入浴・排泄等の介護
- (3) 日常生活上の支援・相談
- (4) 軽作業等の生産活動
- (5) 創作的活動等
- (6) 健康管理
- (7) (2) ～ (6) を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に申し出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第 10 条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、佐久市・南佐久地域とする。

(工賃の支払)

第12条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 指定生活介護の提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 16 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第 17 条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

る。

3 事業所の従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するために、事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及び家族の同意を得るものとする。

(従業員の研修)

第 19 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(その他運営についての重要事項)

第 20 条 事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より 5 年間保存する。
- 4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から変更実施する。
- 3. この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から変更実施する。
- 4. この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から変更実施する。
- 5. この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から変更実施する
- 6. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から変更実施する